二十一　空港にあつては、電子計算機（その機能が停止し、又は低下した場合に当該空港の機能の確保に著しく支障を及ぼすおそれが生ずるものに限る。）に係るサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第二百十条第一項第十一号及び第二百二十条の二第三項第五号において同じ。）の確保に必要な措置を講ずること。

二十二　（略）

（事業の許可）

第二百十条　法第百条第二項第二号の事業計画に記載する事項は、次に掲げる事項とする。

一～十　（略）

十一　その機能が停止し、又は低下した場合に国民生活又は経済活動に重大な影響を及ぼすおそれが生ずる者であつて電子計算機（その機能が停止し、又は低下した場合に航空運送事業の遂行に著しく支障を及ぼすおそれが生ずるものに限る。）を使用する者として国土交通大臣が定める要件に該当する者にあつては、当該電子計算機に係るサイバーセキュリティの確保に関する事項

2・3　（略）

第二百二十条の二　法第百九条第三項の国土交通省令で定める事業計画の変更は、第二百十条第一項第一号、第三号（特定の空港等の使用を廃止する場合に限る。）、第四号及び第六号に掲げる事項の変更とする。

2　（略）

3　法第百九条第四項の国土交通省令で定める事業計画の変更は、次のとおりとする。

一～四　（略）

五　第二百十条第一項第十一号に掲げる事項のうちサイバーセキュリティの確保に影響を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認める事項の変更

六・七　（略）

4　（略）

（鉄道事業法施行規則の一部改正）

第三条　鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
（安全管理規程の内容） **第三十六条の三**　（略） 2　その機能が停止し、又は低下した場合に国民生活又は経済活動に重大な影響を及ぼすおそれが生ずる鉄道事業者であつて電子計算機（その機能が停止し、又は低下した場合に輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれが生ずるものに限る。）を使用する者として国土交通大臣が定める者にあつては、前項各号に掲げるもののほか、当該電子計算機に係るサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保に関する事項を記載しなければならない。	（新設） 二十一　（略） （事業の許可） **第二百十条**　法第百条第二項第二号の事業計画に記載する事項は、次に掲げる事項とする。 一～十　（略） （新設） 2・3　（略） **第二百二十条の二**　法第百九条第三項の国土交通省令で定める事業計画の変更は、第二百十条第一項第一号、第三号（特定の空港等の使用を廃止する場合に限る。）、第四号及び第六号に掲げる事項の変更とする。 2　（略） 3　法第百九条第四項の国土交通省令で定める事業計画の変更は、次のとおりとする。 一～四　（略） （新設） 五・六　（略） 4　（略） （安全管理規程の内容） **第三十六条の三**　（略） （新設）